

「避難所チェックインアプリ」利用規約

本利用規約（「本規約」）は、大田区が提供するスマートフォン用アプリケーション「大田区防災アプリ」内の「避難所チェックインアプリ」の利用に関する契約条件を定めるものです。「避難所チェックインアプリ」の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただき、本規約に同意いただいた上でご利用ください。

第1条（本アプリケーションサービスの概要）

- 「避難所チェックインアプリ」は、大田区が提供する「大田区防災アプリ」内で提供されるアプリケーションサービスです。「避難所チェックインアプリ」は、ポケットサイン株式会社が開発・保守・運用を行う「ポケットサイン防災」の機能を利用して提供されます。
- 「避難所チェックインアプリ」では、主に以下のことを行うことができます。
災害時の避難等を支援する機能
 - 避難所等に設置された二次元コードを読み取り、大田区に利用者情報を送信する機能
 - 利用者が自身のアレルギー情報や要支援情報を登録し、大田区に連携する機能
- 「避難所チェックインアプリ」の利用に、利用料はかかりません。
- 「避難所チェックインアプリ」を通じて利用者から大田区に提供される情報は、大田区又は関係自治体において、住民の生命、身体及び財産を保護するために用います。誤った情報が提供された場合、行政目的の達成が阻害され、利用者のほか、その他の住民の方々などに多大な不利益が生ずるおそれがあります。「避難所チェックインアプリ」を利用される場合には、他人になりすます、虚偽の情報を送信する等、本規約が禁止する事項を決して行わないようにしてください。また、避難所に設置された二次元コードを撮影し、SNS にアップロードするなど、「避難所チェックインアプリ」を通じた誤った情報の提供が容易になる行為を行わないでください。

第2条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、以下に定めるとおりとします。本規約に定めのない用語の定義は、「大田区防災アプリ」利用規約の定めに従います。

- 「本サービス」とは、大田区が「避難所チェックインアプリ」上で提供する、前条2項の機能を有するサービスを意味します。
- 「関係自治体」とは、大田区が防災業務を委託した地方公共団体（市区町村）を意味します。

- (3) 「利用契約」とは、大田区と利用者との間の、本サービスの利用に関する契約を意味します。利用契約の内容は、「大田区防災アプリ」利用規約及び本規約に定められています。
- (4) 「利用者情報」とは、利用者が本サービスに記録した情報及び大田区が本サービスを通じて利用者から取得した情報を意味します。利用者情報には、個人情報が含まれます。
- (5) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報を意味します。
- (6) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において定義される「個人番号カード」を意味します。
- (7) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。

第3条（規約への同意）

- 1. 本サービスの利用には、「大田区防災アプリ」利用規約に加えて、本規約が適用されます。
- 2. 利用者が本サービスを利用された時点で、当該利用者和大田区との間において、本サービスの利用契約が成立したものとみなします。
- 3. 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である方は、法定代理人等の同意を得たうえで、本サービスをご利用ください。
- 4. 大田区は、利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの利用を拒否することがありますが、その理由について開示する義務を負いません。
 - (1) 登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、成年後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - (3) 自ら又は本人の代理人や関係者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）である、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等の関係者であると大田区が判断した場合
 - (4) 資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営又は経営に協力又は関与する等、反社会的勢力との何らかの交流又は関与を行っているとして大田区が判断した場合
 - (5) 本規約に違反したか、違反するおそれがあると大田区が判断した場合
 - (6) 上記各号のほか、利用を適当でないと大田区が判断した場合

第4条(利用登録)

1. 本サービスを利用するためには、①「避難所チェックインアプリ」上でマイナンバーカードを読み取る方法、又は②「避難所チェックインアプリ」上で必要事項を入力いただく方法により、利用登録を行う必要があります。
2. 利用登録にあたっては、利用者に関する以下の個人情報を取得します。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 性別
 - (4) 生年月日
 - (5) その他利用者が入力された情報
3. マイナンバーカードを読み取る方法により利用登録を行う場合、公的個人認証サービス*を利用し、利用者のご本人確認を行います。なお、本サービスで、マイナンバーを取得することはありません。

*公的個人認証サービスとは、公的個人認証法（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）に基づき、地方公共団体情報システム機構が運営する、安全・確実に本人確認を行うためのサービスです。
4. マイナンバーカードを読み取る方法による利用登録は、公的個人認証サービスのメンテナンス期間中など、同サービスが利用できない時間には、ご利用いただけないことがあります。

第5条(利用者・大切な方の防災関連情報の登録)

1. 本サービスにおいて、利用者は、利用者及び利用者の指定する人物の避難又は健康に関係する情報を登録することができます。
2. 利用者は、本サービスに利用者本人以外の情報を登録するとき又は本サービスを通じて利用者本人以外の情報を大田区に送信するときは、事前に、当該人物の承諾を得なければなりません。当該承諾を得ていないことによる利用者本人以外の方との紛争について、大田区は一切の責任を負いません。

第6条(二次元コードを通じた利用者情報等の受領)

1. 利用者は、本サービスに登録された個人情報の全部又は一部を、①「避難所チェックインアプリ」によって所定の二次元コードを読み込む方法又は②本サービスで生成した二次元コードを大田区又は関係自治体が指定する方法で読み込ませる方法により、大田区に送信することができます。
2. 利用者は、利用者以外の人物の情報を本サービスにより送信する際には、当該人物から、情報の送信についての同意を得たうえで、情報を送信しなければなりません。

第7条(情報の正確性)

1. 大田区及び関係自治体は、本サービスを通じて利用者に提供する情報の正確性が確保されるよう努めますが、防災に関する情報は、緊急性を有すること及び事前の予測が困難であることから、大田区及び関係自治体は、提供する情報が正確であること又は有用であることを保証しません。
2. 本サービスを通じて大田区又は関係自治体が提供した情報により、利用者又は利用者から情報提供を受けた方が損害を被った場合にも、大田区及び関係自治体は、責任を負いません。

第8条(大田区による情報の利用・管理)

1. 大田区は、利用者情報を取得した場合、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び区の個人情報保護制度に従い、適切に取り扱うものとします。
2. 大田区は、取得した利用者情報を、以下の利用目的で利用し、予め利用者本人の同意がある場合又は法令若しくは本規約に定める場合を除き、それ以外の利用目的で利用しません。
 - (1) 本サービスを提供するため(本サービスに関する障害対応を行う目的を含みません)
 - (2) 本サービスの利用状況を分析するため
 - (3) 利用者からの本サービス又は「避難所チェックインアプリ」に関する問い合わせに関する対応、確認、記録等を行うため
 - (4) 本サービスの向上、改善に関する情報収集、分析、研究開発を行うため
 - (5) その他本サービス又は「避難所チェックインアプリ」に関して利用者への連絡が必要となった場合のご連絡のため
3. 大田区は、利用者情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
4. 大田区は、本サービスを通じて利用者から取得した個人情報の取扱いを、関係自治体や事業者へ委託することがあります。これに伴い、当該委託先に対し、利用者の個人情報を適切な手段により提供することがあります。
5. 大田区は、利用者情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、当該委託先との間で、大田区の負担する義務に準じる内容の秘密保持契約等を予め締結するとともに、当該委託先において利用者情報等の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。
6. 大田区の利用者情報の取り扱いに関するご意見、ご質問、個人情報の訂正等に関する事項については、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

大田区総務部防災危機管理課

TEL : 03-5744-1236

第9条 (ポケットサイン株式会社による情報の取得・利用・管理)

1. 本サービスの利用に関する統計情報（本サービスの利用者の数、二次元コードの生成数、二次元コードの読み取り数、二次元コードの読み取りがなされた避難所数、プッシュ通知の送信先数等）は、ポケットサイン株式会社と共同利用されます。本サービスの利用時に、ポケットサイン株式会社が、大田区から委託を受けた範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。
2. ポケットサイン株式会社による情報の共同利用は、以下のとおり行われます。

(1) 共同して利用される情報

- 1 端末識別情報、端末の OS 情報、リファラ、IP アドレス
- 2 ログ情報、その他本サービスの利用状況に関する情報
- 3 Cookie
- 4 利用者からの本サービスに関する問い合わせ・ご連絡に関する情報

(2) ポケットサイン株式会社における情報の利用目的

- 1 統計データの作成ならびにこれを利用した調査、統計、分析及び研究結果の公表
- 2 ポケットサイン株式会社における商品・サービス開発、提供、改善及びサポート

(3) 管理責任者：ポケットサイン株式会社 (<https://pocketsign.co.jp/company/>)

3. 本サービスでは、利用者の利用状況を把握するために Google 社のサービスである Google Analytics を利用しています。Google Analytics では、ポケットサイン株式会社が発行する Cookie をもとにして、Google 社がお客様の利用者の訪問履歴を収集、記録、分析します。大田区及びポケットサイン株式会社は、Google 社からその分析結果を受け取り、利用者の本サービスの利用状況を把握します。

Google Analytics により収集、記録、分析される利用者の情報には、特定の個人を識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、Google 社においては、同社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。

Google Analytics の利用規約に関する説明については Google Analytics のサイトを、Google 社のプライバシーポリシーについては同社のサイトをご覧ください。

<Google Analytics の利用規約>

<http://www.google.com/analytics/terms/jp.html>

<Google のプライバシーポリシー>

<http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>

第10条 (禁止行為)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 他人になりすまし、又は他人と関係があるように不当に見せかける行為

- (2) 本サービスを通じて、虚偽の情報を大田区又は関係自治体に提供する行為
例：実際には避難していない避難所に避難したかのように装う情報を送信する行為
- (3) 本サービスで生成した二次元コードを、第三者に開示する行為
- (4) 「避難所チェックインアプリ」で読み込むために大田区又は関係自治体が表示した二次元コードを、第三者に開示する行為
- (5) 他の利用者のアカウント、個人情報その他のデータの違法・不当な閲覧、取得、改ざん、開示その他これらに準ずる行為
- (6) 「避難者所チェックインアプリ」を不正に利用する行為（以下の行為を含みますがこれらに限られません）
 - ① 「避難所チェックインアプリ」の複製
 - ② 「避難所チェックインアプリ」の公衆送信・自動公衆送信
 - ③ 「避難所チェックインアプリ」の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳又は翻案
 - ④ 「避難所チェックインアプリ」の第三者への使用許諾、提供
- (7) 本サービスの運営に支障を与える行為
 - ① 第三者に対し、本サービスの全部又は一部を譲渡、販売、若しくは転貸し又はその二次的著作物を創作、譲渡、販売、若しくは転貸する行為
 - ② 本サービスに表示される著作権表示又は商標登録表示等を除去したり、視認困難にする行為
 - ③ 大田区、ポケットサイン株式会社、他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - ④ 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為、過度な負荷をかける行為その他本サービスの提供に用いるシステムに支障を与える行為
 - ⑤ 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑥ コンピュータウイルス等有害なコンピュータプログラムを本サービスによって送信し、若しくは他の利用者若しくは第三者が受信可能な状態におく行為
 - ⑦ 本サービスのバグや誤動作を利用する行為
- (8) その他の不適切な行為
 - ① 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
 - ② 事実と異なる情報を提供する行為
 - ③ 公序良俗に違反する行為
 - ④ 前各号に抵触するおそれのある行為
 - ⑤ その他、大田区が合理的な根拠に基づき不適切と判断する行為

第 11 条 (大田区による利用停止・解除)

1. 大田区は、利用者が以下のいずれかに該当する場合、利用者への事前の催告を要することなく、本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができます。
 - (1) 大田区の事業に支障を与える可能性がある行為を行った場合
 - (2) 法令、条例、その他規則等又は本規約若しくは利用契約に違反した場合
 - (3) 第 3 条（規約への同意）第 5 項各号又は前条（禁止行為）各号に定める事由があると大田区が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合
2. 前項に定めるほか、利用者の責めに帰すべき事由によって当該利用者に本サービスの提供を継続し難い事由が発生し、大田区がこれを是正するよう催告をしたにもかかわらず、利用者が催告から 14 日以内にこれを是正しないときは、大田区は、利用契約の全部又は一部を解除することができます。

第 12 条 (利用者による利用契約の解約)

利用者は、いつでも、本サービスの利用契約を将来に向かって解約することができます。

第 13 条 (利用契約終了後の処理)

1. 利用者は、利用契約が終了した場合、終了理由を問わず、直ちに本サービスの利用を終了しなければなりません。
2. 利用契約が終了した場合、利用者に関して本サービス上で記録された利用者情報を全て消去することがあります。大田区は、本条に基づいて利用者情報を消去したことによって利用者に生じた損害について責任を負いません。
3. 利用契約の終了後も、第 8 条（大田区による情報の取得・利用・管理）、第 10 条（ポケットサイン株式会社による情報の取得・利用・管理）の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

2026 年 4 月 1 日 制定